

# ○国立大学法人埼玉大学における寄附により取得する株式 取扱規則

〔令和5年3月16日〕  
規則第79号

(趣旨)

**第1条** この規則は、国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）が寄附により株式を取得する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

**第2条** この規則における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「株式」とは、企業が発行する普通株式及び優先株式をいう。
- (2) 「部局」とは、教育学部、人文社会科学部、理工学研究科、教育機構、研究機構、図書館、情報メディア基盤センター、ダイバーシティ推進センター、国際本部及び事務局をいう。
- (3) 「部局長」とは、前号に規定する部局長をいう。

(受入れの基準)

**第3条** 株式の寄附（以下「株式寄附」という。）は、本学の教育、研究その他の業務（以下単に「業務」という。）に支障がないと認められるものについて受け入れることができる。

(受入制限)

**第4条** 次に掲げる条件が付されている株式寄附は、これを受け入れることができない。

- (1) 株式を売却することで得た収入（以下「売却収入」という。）及び株式を保有することで生じる配当金（以下「配当金」という。）により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
- (2) 売却収入及び配当金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること。
- (3) 株式の取得、売却等の手続及び運用並びに売却収入及び配当金の使用について、寄附者が会計検査を行うこと。
- (4) 寄附申込後、寄附者がその意思により寄附の全部又は一部を取り消すことができること。

2 前項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する株式寄附は、これを受け入れることができない。

- (1) 寄附者及び株式の発行会社の社会的な立場及び信用度に問題があるとき。

(2) 株式を取得することにより、株主として経営参加権等の共益権を行使しないと当該企業の経営に著しい影響を与えるとき。

(3) その他学長が本学の業務に支障があると判断したとき。

(申込み)

**第5条** 株式寄附の申込みをしようとする者は、株式寄附申込書（別紙様式1）を学長に提出するものとする。ただし、特段の事情がある場合は、この限りでない。

(受入れの決定)

**第6条** 株式寄附の受入決定は、役員会の議を経て、学長が行うものとする。

2 学長は、株式寄附の受入れの適否について、必要がある場合には、株式寄附により業務を行う教職員（以下「業務実施担当者」という。）の所属する部局長と協議するものとする。

3 学長は、株式寄附の受入れを決定したときは、業務実施担当者の所属する部局長に通知するものとする。

(納付等の手続)

**第7条** 学長は、株式寄附の受入れを決定したときは、寄附申込者に礼状を送付するとともに、株式寄附の受入れに伴う手続について通知するものとし、受入れができないときには、その理由を付して寄附申込者に通知するものとする。ただし、特段の事情がある場合は、この限りでない。

(使途の制限)

**第8条** 売却収入及び配当金は、寄附目的以外に使用してはならない。

(使途の変更等)

**第9条** 売却収入及び配当金の使途の変更及び移替えについては、国立大学法人埼玉大学奨学寄附金受入規則第10条の規定に準じて取り扱うものとする。

(株式の売却等)

**第10条** 取得した株式は、速やかに売却するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、株式を保有できるものとする。

(1) 寄附目的が配当金を原資として業務の遂行に充てることとされている場合であって、寄附目的の達成に必要な期間内であるとき。

(2) 日本国内外の証券取引所において上場されていないとき。

2 株式を保有している間における当該株式の発行会社に対する共益権は、原則として行使しない。

(雑則)

**第11条** この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

株 式 寄 附 申 込 書

国立大学法人埼玉大学長 殿

寄 附 者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

下記のとおり寄附します。

記

1 寄附の内容

株式名

数 量

2 寄附の目的

研究助成のため

教育及び研究助成のため

教育助成のため

その他 ( \_\_\_\_\_ )

3 寄附の条件

なし

学術研究を指定 ( \_\_\_\_\_ )

学資等の対象範囲 ( \_\_\_\_\_ )

その他 ( \_\_\_\_\_ )

4 そ の 他 (該当がある場合に記載)

(業務実施担当者) 部局 :

氏名 :

(配当金を寄附の原資とする場合は、その概算額)